

10.2 準備書について長野県知事の意見の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第二十条第一項に基づく環境影響評価準備書についての長野県知事の意見と都市計画決定権者の見解を表10.2-1 (P10-4～8) に示す。

表 10.2-1(1)準備書について長野県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	長野県知事意見	都市計画決定権者の見解
全般、事業計画	事業による大気質、騒音、振動、水象、日照障害、動植物及び景観への環境影響について、最大限回避・低減するとともに、環境保全措置等に関して住民に丁寧の説明すること。	事業による大気質、騒音、振動、水象、日照障害、動植物及び景観への影響について、事業実施段階において最大限回避・低減を図るとともに、環境保全措置等に関して住民への丁寧な説明に努める。
	事業による環境影響を把握するために、大気質、騒音、振動、水象、動植物等について事後の調査を実施することとし、その方法、内容等を明らかにすること。また、調査結果を県に報告するとともに、環境影響が認められた場合等においては、追加の環境保全措置等を講じること。	事業実施段階で示す事後調査計画において、事後の調査の方法、内容等を明記する。また、調査の結果を県に報告するとともに、環境影響が認められた場合は、必要な環境保全措置を講じる。
	評価書において、事業による環境影響が分かるよう、定量的な予測結果の記載に当たっては、現況値や寄与率などを併記すること。	大気質の予測結果において、寄与率をP12. 1-45 及びそれ以降の頁に追記した。 騒音の予測結果において、事業による影響が分かるよう P12. 2-68 に現況値とΔL（工事用車両による騒音レベルの増分）を併記した。 振動の予測結果において、事業による影響が分かるよう P12. 3-38 に現況値とΔL（工事用車両による振動レベルの増分）を併記した。
	ハザードマップや揺れやすさマップ等の災害に関する情報を収集し、事業に係る災害対策及び防災効果について評価書への記載を検討すること。	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水想定区域等の災害に関する情報を収集した。事業に係る災害対策及び防災効果について、土砂災害警戒区域等の位置及び浸水想定区域の位置の重ね合わせた図を資料編第1章に記載した。
	搬入する土砂について、汚染防止の考え方を評価書に記載すること。	計画路線は、事業実施区域外から盛土材の搬入が必要となることから、搬入する土砂について汚染防止の考え方を P3-35 に記載した。
	事業の実施に当たっては、環境保全の見地からの住民及び関係市村の意見等に十分配慮すること。	事業実施に当たっては、住民及び関係市村と協議を行い進める。

表 10.2-1(2)準備書について長野県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	長野県知事意見	都市計画決定権者の見解
騒音	遮音壁の設置による騒音の低減効果等について、具体的な計算結果を評価書に記載すること。	遮音壁の設置による騒音の低減効果等については、(社)日本音響学会の「ASJ RSJ-Model 2013」による道路交通騒音の予測式を用いて計算した。具体的な計算結果を資料編第11章に記載した。
水象	事業実施区域の周辺における個人井戸等の地下水利用状況の調査を適切に行い、地下水流向等について精度を高めて把握すること。また、地形・地質構造を考慮の上、地下水への影響について、最大限回避・低減がなされる工法を検討し、当該工法により工事を行うこと。また、事後の調査において、地下水に影響が認められた場合は、必要な環境保全措置等を講じること。	事業実施段階において事業実施区域の周辺における個人井戸等の地下水利用状況の調査を適切に行い、地下水への環境影響を最大限回避、低減する工法を検討するとともに、事業実施段階で影響の有無の確認を行い、影響が認められる場合は、必要な対策を講じること。P12. 6-34に記載した。
	通水工法について、先行事例等を用いて概要を示し、地下水への影響を最大限回避・低減する工法を検討すること。また、具体的な工法が決定した段階で、住民に対して丁寧な説明を行うとともに、事後の調査を実施し、必要な環境保全措置等を講じること。	通水工法について、概要を資料編第5章に示し、地下水への環境影響を最大限回避、低減する工法を検討することをP12. 6-34に記載した。また、工法が決まった段階で、住民への丁寧な説明に努めるとともに、必要に応じて事後調査を実施し、環境保全措置を講じる。
	地下水の流向の調査結果について、その根拠を正確にわかりやすく評価書に記載すること。	地下水の流向は、複数の調査地点の調査結果より地下水位の等高線を作成しその等高線より推定した。推定結果をP12. 6-25及びそれ以降の頁に記載した。
動物、植物、生態系	オオムラサキ、ミヤマシジミ等について、個体及びその食草に係る改変量又は改変率を整理し予測評価すること。また、生息環境が事業によって消失する場合、食草、周辺に生息する幼虫及び卵を他の生息場所に移す等の環境保全措置を講じること。	オオムラサキ及びミヤマシジミについて、個体及びその食草の改変量及び改変率を整理し予測評価した結果を資料編第6章に記載した。 オオムラサキの幼虫の主な食草であるエノキ及びエゾエノキは、事業によって一部が消失すると考えられるため、専門家の意見を聞き、食草、幼虫及び卵を他の生息場所に移す等の環境保全措置を講じる。

表 10.2-1(3)準備書について長野県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	長野県知事意見	都市計画決定権者の見解
動物、植物、生態系	<p>ミヤマシジミについては、地元の団体が独自の調査を行っていることから、データの提供を受けて事業による影響を確認し、状況に応じて追加の環境保全措置の検討を行うこと。</p>	<p>事業実施段階において、地元の団体からミヤマシジミに関するデータ提供を受けて事業による影響を確認する。また、必要な場合は追加の環境保全措置を講じる。</p>
	<p>現地調査で確認されているヒゲナガカワトビケラの幼虫は、地域の文化として食用に供されていることから、生息環境への影響を最大限回避・低減すること。</p>	<p>事業実施段階において、生息地や漁獲区域を確認し、生息環境への影響を最大限回避・低減するよう努める。なお、事業実施に当たっては、P12. 11-32 及びそれ以降の頁に示す環境保全措置を講じることにより、生息環境の保全に努める。</p>
	<p>ゲンジボタル及びヘイケボタルについて、道路照明の漏れ出しによる影響を定量的に把握し、必要な環境保全措置を講じること。また、水路の付替え工事等によってこれらの種の生息環境が悪化しないよう十分配慮すること。</p>	<p>事業実施段階において、道路照明の設置位置や種類などを検討し、定量的な把握を行い、必要な環境保全措置を講じる。また、水路の付替えに当たっては、生息環境に配慮して工事を行う。</p>
	<p>ナゴヤダルマガエル及びクロツバメシジミについて、調査地域内における確認情報があることから、情報収集し、予測評価すること。また、ツチガエル及びトノサマガエルを含め、必要な環境保全措置を講じること。</p>	<p>ナゴヤダルマガエル及びクロツバメシジミについて、生態系における「地域を特徴づける生態系に及ぼす影響」として予測評価を行い、P12. 11-5 及びそれ以降の頁に記載した。また、ツチガエル及びトノサマガエルは、P12. 9-147 及びそれ以降の頁に示す環境保全措置を講じることにより生息環境が保全されると予測評価しているが、P12. 9-148 に記載したとおり、必要に応じて専門家の意見を聞くこととする。</p>
	<p>猛禽類への影響について、高利用域と事業実施区域との具体的な距離等を評価書に記載し、評価の上、必要な環境保全措置を講じること。</p>	<p>猛禽類について、高利用域と計画路線との関係性を P12. 9-67 及びそれ以降の頁に記載した。P12. 9-147 及びそれ以降の頁に示す環境保全措置を講じることにより生息環境が保全されると予測評価した。</p>
	<p>事業実施区域において生育数の少ないイヌハギ、ミクリ属の一種について、生育環境、近接する湿生環境の保全に配慮した環境保全措置を検討するとともに、事後の調査対象に含めるよう検討すること。</p>	<p>事業実施に当たって、P12. 10-46 に記載のとおり、「工事施工ヤード及び工事用道路の計画路線区域内利用」により、イヌハギ及びミクリ属の生育環境への影響を低減する。また、事業実施区域外に存在する生育地にも十分注意するよう努める。 事業実施段階で専門家の意見を聞き、必要な場合は工事中等のモニタリング調査の対象とする。</p>

表 10.2-1(4)準備書について長野県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	長野県知事意見	都市計画決定権者の見解
動物、植物、生態系	生態系の予測評価においては、環境単位の改変量を整理し、影響を評価すること。また、バイナリーデータによる類似度係数等を用いた定量的評価を事後の調査として実施することを検討すること。	動物の主な生息基盤の変化の程度について、樹林地等の生態系区分毎の面積及び改変率等を予測し、資料編第6章に示した。また、生態系への影響の把握に当たって、バイナリーデータによる類似度係数等を使った評価手法の適用について検討する。
	法面等の緑化に在来種を用いる等の外来種対策を講じるとともに、その旨を評価書に記載すること。	法面等の緑化における外来種対策について、P3-35に記載した。
景観	天竜川周辺など高い盛土を行う箇所について、予測評価地点として選定しなかった理由を、評価書において記載すること。また、大久保地区の予測評価地点について、当該地点を選定した理由を明記すること。	天竜川周辺は高い盛土であるが、集落や人家等が周囲に存在しないため、P12.12-1に記載したとおり、調査対象から除外した。身近な眺望点として、通行が多い県道付近を視点場とし、宮田村景観計画における田園区域を示す写真に示され、水田・集落への影響を評価できる大久保地区を選定していることをP12.12-4へ記載した。
	大久保発電所からの眺望は、宮田村を象徴する田園風景の眺望であることから、主要な眺望点として選定し、予測評価を行うこと。	宮田村を象徴する田園風景の主要な眺望点として、P12.12-2及びそれ以降の頁に示すとおり大久保発電所からの眺望景観の予測評価を行った。
	フォトモンタージュについて、事業が景観に与える影響を適切に把握できる地点から作成するとともに、実際の視認景観に近い画角で撮影したのもも示すこと。	実際の視認景観に近い画角として計画路線付近を拡大したフォトモンタージュを資料編第9章に記載した。
	景観資源である河岸段丘について、段丘崖の直接改変が景観に与える影響の予測結果をイメージ図等を用いて丁寧に示すこと。	段丘崖の直接改変が資源の価値を大きく損なうものではないとする予測結果を補足するためのイメージ図を資料編第9章に記載した。
	伊那市、駒ヶ根市及び宮田村において策定されている景観計画に基づき、地域特性を踏まえた道路構造や色彩等となるよう、各市村と十分協議し景観保全を図ること。	景観の保全に当たって、P12.12-45に示すとおり、各市村で策定している景観計画に沿って色彩等の検討を行うこととしている。地域特性を踏まえた道路構造や色彩等となるよう、各市村と十分協議し、地域特性を踏まえた道路構造や色彩とする。

表 10.2-1(5)準備書について長野県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	長野県知事意見	都市計画決定権者の見解
<p>景観、人と自然との触れ合い活動の場</p>	<p>三峰川サイクリング・ジョギングロードと計画路線との交差点について、ボックスカルバートとした場合の景観資源への影響をフォトモンタージュを用いて予測評価し、快適性への影響を最大限回避・低減すること。</p>	<p>三峰川サイクリング・ジョギングロードと計画路線との交差点について、フォトモンタージュを資料編第9章に記載した。</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場としての快適性への影響について、P12. 13-22 に示すとおり、一部風景に変化が生じるが、堤防上からの眺望ではスカイラインの切断が生じないこと、設置を予定するボックスカルバートは断面が大きくなることから、重大な圧迫感が生じず、かつ雰囲気を阻害する区間が部分的であるため、快適性の変化は小さいと予測評価した。また、影響を最大限回避・低減するため、P12. 13-23 及びそれ以降の頁に示す環境保全措置を講じる。</p>